

## 生活扶助費等負担金等の交付が過大

8件 不当金額(支出) 1292万円  
(前年度 5件 1932万円)

### 1 負担金の概要

生活扶助費等負担金等は、生活保護法等に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を管理する町村(これらを「事業主体」)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用(保護費)等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。

また、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の額の全部又は一部を徴収したりすることなどができている(これらを「返還金等」)。

生活扶助等に係る保護費は、保護を必要とする状態にある者の年齢、世帯構成、所在地域等の別により算定される基準生活費に、特別の需要のある者に対する各種加算の額を加えるなどして算定される最低生活費から、収入として認定される額を控除するなどして決定されることとなっている。そして、各種加算のうち障害者加算は、障害を有することによって生ずる特別な需要に対応するもので、次のア又はイの程度の障害を有する者を対象として、当該障害の区分等に対応した加算額が認定されることとなっている。

ア 身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令に定める障害等級の1級のいずれかに該当する障害

イ 身体障害者障害程度等級表の3級又は障害等級の2級のいずれかに該当する障害  
負担金のうち保護費に係る交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\text{交付額} = \left( \underbrace{\text{費用の額①} - \text{返還金等の調定額②} + \text{不納欠損額}}_{\text{国庫負担対象事業費}} \right) \times \text{国庫負担率}(3/4)$$

① 費用の額は、生活扶助等に係る保護費の額、被保護者が医療機関で診療を受けるなどの場合の費用について、その範囲内で決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額との合計額

② 返還金等の調定額は、事業主体において、当該年度に調定した返還金等の額

### 2 検査の結果

7道県の8事業主体において、生活扶助等に係る保護費の額の算定に当たり、誤って障害者加算の対象となる障害を有しない者に障害者加算を認定していたり、誤った障害の区分等による加算額を認定していたりなどしていた。このため、負担金計1292万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘 要
北海道	函館市	平成 24～29	円 2172万	円 1629万	円 156万	円 117万	障害者加算の認定を誤っていたもの
神奈川県	小田原市	24～29	790万	593万	162万	121万	障害者加算の認定を誤っていたものなど
同	大和市	24～29	1863万	1397万	147万	110万	障害者加算の認定を誤っていたもの
静岡県	静岡市	24～30	1230万	922万	246万	184万	同
三重県	尾鷲市	26～29	296万	222万	209万	156万	返還決定又は徴収決定を行っていなかったもの
岡山県	高梁市	25～29	1450万	1087万	205万	154万	障害者加算の認定を誤っていたもの
佐賀県	佐賀市	24～29	2650万	1988万	300万	225万	同
長崎県	長崎市	25～29	2511万	1883万	294万	220万	同
計	8事業主体		1億2966万	9724万	1722万	1292万	